

大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策基準（行政指導指針）  
の一部改正について（概要）

## 1 背景

海上保安庁では、大型タンカーの入港時・荷役時の安全確保及び事故防止を目的として、油や液化ガスを運搬するタンカーを対象として「大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策基準（行政指導指針）」を定め、運用しているところ。

今後、カーボンニュートラルの達成のために、船舶を活用した水素及びアンモニアの大量輸送が見込まれることから、対象物質として「液化水素」と「液化アンモニア」を加え、これらの物質に対する安全防災対策等を設けるもの。

## 2 主な改正内容

### (1) 液化水素

- ① 第2部「大型液化ガスタンカー及び大型液化ガスタンカーバースの安全防災対策」の対象物質（液化石油ガス：LPG、液化天然ガス：LNG）に、「液化水素」を追加
- ② LPG 及び LNG と同様の規制に加え、バース管理者等の遵守すべき事項に、液化水素の物性を考慮し、放水設備や帯電防止対策等を追加

### (2) 液化アンモニア

- ① 第3部として「液化アンモニア」を対象物質とした「大型液化アンモニアタンカー及び大型液化アンモニアタンカーバースの安全防災対策」を新設
- ② アンモニアの有毒性及び腐食性を考慮し、アンモニアガスの拡散防止を目的とした放水設備や毒性ガス検知器の配備、適切な保護具の使用、適切に取扱う上で必要となる訓練等について規定

## 3 今後の予定

令和7年2月下旬 改正指針公表及び施行